

平成28年度

登録事業B
事業計画書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

平成 28 年度 登録事業 B 事業計画

概 要

物価上昇率の低下による実質所得の増加により個人消費は回復基調が続くと考えられますが、タクシー業界が厳しい環境下におかれている状況は変わっておらず、消費がタクシー需要へ反映されることを期待したいところです。

タクシー業務適正化特別措置法の一部改正に伴い平成 27 年 10 月からタクシー運転者登録制度が全国で実施され、「タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習」（以下「認定講習」という。）の修了が登録要件となり、タクシー運転者の資質向上が図られることとなりました。

また、4 月 1 日からは登録運転者が運転者証を掲出しなければタクシーに乗務することができなくなります。

運転者登録事務では窓口における申請者の利便に努めるとともに、引き続き登録等申請に関する事業者への周知を図り、講習においてはタクシー運転者としての資質の向上を図る講習を行います。

また、昨年 10 月に改正された運転者登録制度に関する問合せ等についても適切な説明を行い、申請者が円滑に手続きを行うことができるよう努めます。

平成 28 年 2 月 29 日現在の運転者証交付数は 4,593 件となっており、既存運転者からの切替えによる登録は 3 月 31 日までで終了します。

タクシー業界への労働者の流入において増加することは考え辛く、新規運転者・講習の受講者の増加は見込めない状況です。

また、現状ではタクシー運転者となるために認定講習の修了が必要となったことによる減少などの影響は見受けられません。

これらをふまえ、講習受講者数は平成 27 年度並みであると見込み、また、登録申請者数は神奈川県 A の登録実績等を参考にして算出し、平成 28 年度の事業計画を策定しました。

1. 運転者登録事務

運転者登録事務については神奈川県Aの登録実績及び見込件数を参考に、平成27年度末の登録運転者数、運転者証交付数及び事業者乗務証交付数の見込数を基に推定し、認定講習を含めた他の要因も考慮して算出し、平成28年度の事業計画を策定した。

また、窓口業務における利便に努め申請者への対応およびマナーの向上を図るとともに、申請書類の不備や添付書類の不足などによる事務処理の滞りを防ぐべく、タクシー事業者への周知に努めることとする。

(1) 運転者登録事務 主要項目（手数料対象項目）

① 登録申請

登録申請件数は、平成28年度講習受講予定者数より推定して新規登録を390件、平成27年度末の登録運転者見込数より推定した再登録を20件と見込んで、計410件とした。

② 運転者証交付申請

運転者証交付件数は、平成27年度末の運転者証交付数の見込より推定した会社間移動件数240件に①の登録件数410件を加えて、計650件とした。

③ 運転者証訂正申請

運転者証訂正件数は、平成27年度末の登録運転者数の見込より推定して1,300件とした。

④ 運転者証再交付申請

運転者証再交付件数は、平成27年度末の運転者証交付数の見込より推定して15件とした。

⑤ 原簿の謄本交付及び閲覧申請

謄本交付件数は、平成27年度末の登録運転者数の見込より推定して60件とした。

⑥ 業務経歴証明書交付申請

業務経歴証明書交付件数は、平成27年度末の登録運転者数の見込より推定して10件とした。

⑦ 事業者乗務証交付申請

事業者乗務証交付件数は、譲渡譲受認可の平成 27 年度の実績見込件数より推定して 12 件とした。

⑧ 事業者乗務証訂正申請

平成 28 年度運転免許証更新者は、個人タクシー帳簿より推定して 75 件とした。

⑨ 事業者乗務証再交付申請

事業者乗務証再交付件数は、平成 27 年度末の事業者乗務証交付数の見込より推定して 2 件とした。

(2) その他の登録事務取扱件数

平成 28 年度の主要項目以外の計画件数についても、平成 27 年度末の登録運転者、運転者証交付者及び事業者乗務証交付者の見込数を参考として算出した。

ただし、運転免許証の有効期限の変更については運転者登録原簿の運転免許証有効期限年月から算出した。

1. 主要項目(手数料対象項目)

項目	件数
登録申請	410
運転者証交付	650
運転者証訂正	1,300
運転者証再交付	15
原簿の謄本交付及び閲覧	60
業務経歴証明書交付	10
事業者乗務証交付	12
事業者乗務証訂正	75
事業者乗務証再交付	2
合計	2,534

2. その他の取扱件数

項目	件数
登録消除	450
登録取消	0
【登録事項の変更】	
運転免許証の有効期限	1,300
氏名・住所・免許証番号	170
運転者の移動	240
事業者の名称・住所	10
運転者証の返納	600
その他	5
合計	2,775

2. 講習業務

講習受講者数は平成 27 年度の実績見込より推定し、地理のみの受講者を含む 400 名を見込んで事業計画を策定した。

講習は、「法令」「安全」「接遇」「地理」について効果測定を含む 4 日間（21 時間）のカリキュラムを組み、1 週間に 1 回行い、タクシー運転者としての意識を向上させ資質を高めることを主眼に置き、内容を充実させることに努める。

また、タクシー事業者がキャリア形成助成金の交付を円滑に受けることができるよう協力する。

（1）講習実施計画数

・講習実施予定回数		48 回
・講習受講予定者数	全科目	390 名
	地理のみ	10 名

（2）講習の内容

① 法令

タクシー運転者として乗務するために知っておくべき関係法令について、的確な講義を行い、幅広く知識を習得させることができるよう講習を実施する。

② 安全

タクシー運転者はプロのドライバーとして、乗客を安全に目的地まで輸送することが最も大切な使命のひとつである。

最新の地域における交通事故の発生状況などを紹介し、交通事故発生状況を踏まえ、危険を察知して回避できるような知識を身につけ、安全運転での営業を確実にを行うことができるよう講習を実施する。

過労運転の防止等の健康管理に加え、飲酒運転及び薬物使用の防止を徹底させるべく、運転者としての意識を高めるよう図る。

③ 接遇

挨拶、言葉遣い、身だしなみなどの基本的な接客に加え、運転者が自らの意識を改善することにより、良いサービスの提供を行うことができるよう、講習を実施する。

高齢者や障害者の方への接し方についても、相手の気持ちになって考えて対応ができるよう、バリアフリーに関する教育を引き続き行う。

④ 地理

基本的な地理を把握させ、地図の利用による経路の選択など、運転者の知識をさらに向上させることができるよう講習を実施する。

(3) 講習時間表

時間	1日目	2日目	3日目	4日目
1 時間目 9:00～10:00	法令 ①	接遇 ③	接遇 ⑥	地理 ①
2 時間目 10:00～11:00	法令 ②	接遇 ④	安全 ⑥	地理 ②
3 時間目 11:00～12:00	法令 ③	接遇 ⑤	接遇 ⑦	地理 ③
昼食、休憩 12:00～13:00	昼食、休憩	昼食、休憩		昼食、休憩
4 時間目 13:00～14:00	法令 ④	安全 ②		効果測定 (法令・安全・接遇・地理) 講習修了証 交付
5 時間目 14:00～15:00	安全 ①	安全 ③		
6 時間目 15:00～16:00	接遇 ①	安全 ④		
7 時間目 16:00～17:00	接遇 ②	安全 ⑤		

※ 1時間に10分間の休憩を含む。

3. 会議

タクシー運転者登録等事務及び講習業務の遂行にあたり、次の通り会議を開催し業務運営を推進する。

- ・登録諮問委員会 2回